**令和６年度ナノテラス利用料減免申込書**

　　年　　月　　日

一般財団法人光科学イノベーションセンター理事長　殿

（東経連ビジネスセンター／宮城県経由）

企業名：

住　所：

代表者氏名

　３GeV高輝度放射光施設ナノテラスの利用にあたり、利用料の減免を受けたいので、申込書を提出します。また、利用料の減免にあたり必要な情報について、関係者間で共有することについて承諾します。

１　対象要件（要件に該当しているか確認の上、全ての項目にチェックをつけてください。）

　　□ものづくりフレンドリーバンク会員であること

　　□中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者又はこ

れに準ずる事業主である

２　本社所在地（いずれかにチェックをつけてください。）

　　□宮城県内

□宮城県外

３　利用情報

　　予約番号：

　　利用日：　　　年　　　月　　　日

　　利用BL：

　　実験責任者番号（ID16桁） ：

　　利用時間　　　　　 ：　　　時間

　　減免申込の回数　　 ：　　　回目

|  |  |
| --- | --- |
| MFB確認欄 | 宮城県確認欄 |
|  |  |

◆利用料減免事業について

１　本事業は、一般財団法人光科学イノベーションセンター（以下「PhoSIC」という。）が宮城県からの補助金の交付を受けて実施するものです。ナノテラスの利用日が確定した後（予約確定後）、本申込書を東経連ビジネスセンターに提出することで、ナノテラス利用後、PhoSICから利用料金を請求する際に、利用料の減免を受けることができます。

２　減免を受けられるのは、令和６年４月から令和７年２月までにナノテラスを利用した場合に限ります。

３　利用料の減免は予算の範囲内において実施されます。予算上限に達した場合は、申込書の受付を停止させていただきます。

◆ナノテラス利用料の減免額について

　宮城県内に本社を有する中小企業の場合：１時間あたり19,950円減免

　宮城県外に本社を有する中小企業の場合：１時間あたり13,300円減免

２　減免は、令和６年４月から令和７年２月までにナノテラスを利用した場合に限ります。

◆本申込書の提出によりナノテラス利用料の減免を受けられる対象企業について

　〇ものづくりフレンドリーバンク会員であること

〇中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業に該当すること

（本書の提出先について）

東経連ビジネスセンタ―

住　所：〒980-0021　仙台市青葉区中央2-9-10 セントレ東北11階（東北経済連合会内）

　　電　話：022-397-9098

　　メール：mfb@tokeiren.or.jp

(本事業に係る問い合わせ先)　 ※PhoSICからの請求書に記載されている内容は除く。

　宮城県　経済商工観光部　新産業振興課　産学連携推進班

　電　話：022-211-2721

　　メール：shinsanr@pref.miyagi.lg.jp